

◆長寿命家具の品質評価基準ガイドライン案 Ver. 3.2

品質評価委員会

I、はじめに

1、ガイドラインの背景及び目的

(長寿命家具とは)

経済の発展に伴い、“大量生産” “大量消費” “大量廃棄” による数多くの弊害が地球上で引き起こされています。大気汚染・大量のごみ問題・地球温暖化等が起こり、このままでは安全な地球を次世代にバトンタッチすることは不可能です。安全な地球を維持し、しかも持続的に発展するような社会を作る必要があります。

不用になった家具が捨てられるのではなく、使い継いでいくことで限りある地球資源を有効に活用できる仕組みの整備を行うことで、家具の寿命を全うさせ循環型社会に貢献できると考えています。

天然木を使い健康にやさしく、環境に配慮したメンテナンスも出来る長寿命の4つの要素を備えた家具を「長寿命家具」としてその普及を目指します。

(長寿命家具の推進の意義及び期待される効果)

人の暮らしに最も近い場所で共に暮らす「木の家具」の生命を「所有し」その後「廃棄」される道具ではなく、かけがえのない時間を「共有」し、ともに「幸せを与え合う」パートナーとして「木の家具」を捉える必要があります。「木の家具」が本来持っている「天寿」を全うさせる為に、不用になったときに「廃棄」されるのではなく、次の使用者に引き継いで「幸せ」を次世代にまたがり時間を超えた「社会的共有財産」としてシェア（共有）できる仕組み作りを構築することで「世代を超えた資産（資源）の蓄積」が可能となり地球環境への負荷を低減し、大量生産・大量消費・大量廃棄から脱した環境低影響消費社会の実現に貢献します。

(長寿命家具の品質評価基準策定の必要性)

「木の家具」を見直し、天然素材の持つ素材感を大切に木肌の優しさとぬくもりに満ちた生活を与えてくれる「長寿命家具」。子から孫へ、また人から人へ100年使い継げる家具にふさわしい人に優しい「長寿命家具」を具現化するために、「長寿命家具」とはこういったものかを明確にする必要があります。そのために有識者による第三者機関として品質評価委員会を設定します。そこで評価基準のガイドラインを策定し、それに基づく品質評価基準を明確にして公表することにより長期間使用できる品質を備えた「長寿命家具」が選択できるようにいたします。

(品質評価基準策定の目的)

本ガイドラインの目的は100年使い継げる家具の信頼性を確保するために有識者による品質評価委員会が明確な基準に対する考え方に則って評価基準を策定して公表する。

2、品質評価基準の見直しについて

当基準は社会変化に対応して基本的には年1回の見直しを行っていくものとする。変更する場合

には品質評価委員会の承認を得て変更するものとする。

II、「長寿命家具」の品質評価基準について

「長寿命家具の品質基準」の考え方をここに明示いたします。

1、健康に対する配慮

・健康に対する配慮は人にやさしく、安全性を確保すること

塗料及び接着剤に関しては材料や加工過程に於いて人体への害が少なく（人体に有害な物質の使用「0」化を目指していること）、また環境への悪影響を与えないことを評価します。

〈塗料・接着剤に関して〉

- ・建築基準法で定められたシックハウス対策を遵守していること。

国土交通省はシックハウスに対して、平成15年に改正した建築基準法に基づくシックハウス対策を施行しました。シックハウス対策とはシックハウスの原因となる化学物質の室内濃度を下げため、建築物に使用する建材や換気設備を規制する法律です。また人体に有害とされるホルムアルデヒドの発散量に関してはF☆☆からF☆☆☆☆まで基準が定められ建物に使える材料の使用制限が規定されています。そこで、最上位規格のF☆☆☆☆をクリアする材料のみを使用していることとします。

- ・室内空気汚染原因となる物質の使用について、規定を遵守していることとします。

厚生労働省からは化学物質の室内濃度指針値（揮発性有機化合物使用基準参照）が発表されており基準値以上のものは人体へ有害とされています。そのような物質を使用しないように努め、使用する場合でも規定を遵守していることとします。

2、環境に対する配慮

・環境に対する配慮（地球環境への負荷軽減）された素材を使用すること

使用する木材は地球環境への負荷を与えないように配慮されているかを評価します。

- ・原則として不法伐採による木材は使用しないこと。

（FSC、SGEC 『緑の循環』 認証会議等、原産地が明確であり環境品質を保っていること）

林野庁では新材を使用する家具に関しては、木材・木材製品の供給者が合法性、持続可能性の証明に取り組むに当たって留意すべき事項等を「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」として公表しており、この中で、以下の3つの証明方法を例示されており当委員会もこのガイドラインに準じます。

- (1) 森林認証を活用する方法（森林認証の認証マークにより証明する方法）
- (2) 業界団体の認定を受けた事業者が証明する方法
- (3) 事業者独自の取組により証明する方法

その中から、(1)～(3)のいずれかの方法により認定致します。

- ・部材を廃棄する時にも分別処理できる構造となっていること。

3、100年使い継がれる長期間の使用ができる耐久性を有すること

木材が本来持つ特性を活かした家具であるかを評価します。

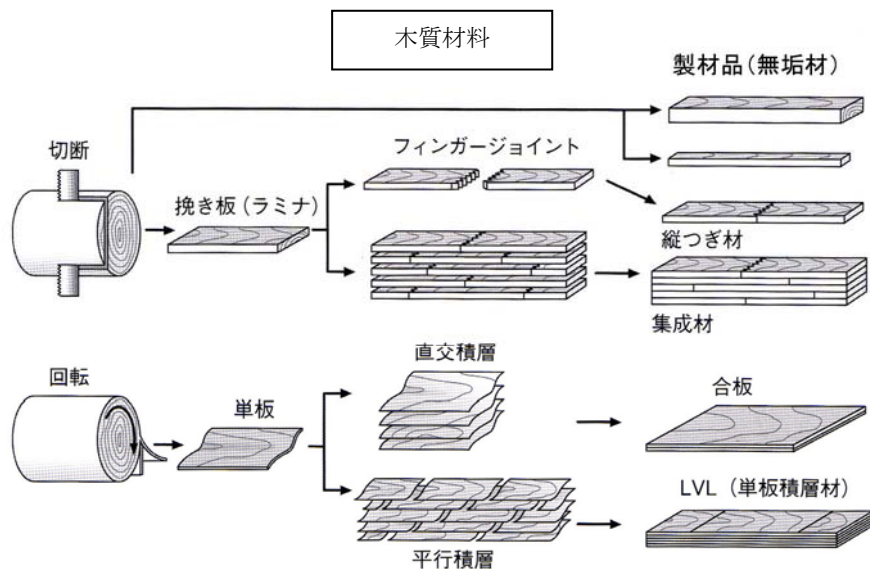
強度や構造などが長期間の使用に耐えられることが条件となります。

・素材の基準

木材は軽量であってその割には強度が大きく（比強度が大きい）、吸湿性や断熱性を有し加工しやすい材料です。一方、方向により収縮・膨張及び強度の差が大きく、さらに生物材料である為強度等のばらつきもあります。そこで木材を加工して新しい材料として木質材料が開発されています。

木材は生きており表面の簡単な傷は水分を与えると膨らみます。また大きな傷でも削ることにより修復が可能です。その為に主要構造に用いる材料は世代をまたがり時間を越えた「社会的共有財産」となりえる天然木無垢材かこれに準ずる合板とします。

素材としては天然木無垢材、天然木無垢材の集成材、突き板合板(0.6mm以上)とします。



代表的な木質材料とその製造工程の概念図 (林知行：エンジニアードウッド、日刊工業新聞社(1998年3月))

・加工基準

長寿命家具に用いる木材は堅牢さが要求されます。また、木の特性である伸び縮みや反りと云った性質を理解し材質の特性を活かした適材適所の使用方法が必要となります。そこで、長寿命家具の加工方法を下記に定めます。

〈構造材の材質〉

長寿命家具の機能を保持する為の主要構造部はより堅牢さが求められます。そこで、使用する木材に対する基準として**木材の含水率は15%以下**とします。

木材は伐採後も生きており通常水分を含んでいます。含水率が30%以下になると木材は収縮し始めますが、木材の収縮に伴う狂い、割れ、隙間、継ぎ目の段差といった不具合は、部材を使用箇所に応じた含水率にまで乾燥させることによりある程度防げます。その含水率を平衡含水率と呼びおよそ15%と云われています。そこで水分含水率は15%以下の木材を使用することとします。

- ・無垢材：一本の原木から角材や板を直接必要な寸法に切り出したもの。
- ・突き板：突板(つきいた)とは、「突いて削り出した後」ということであり木材を薄く(0.2mm～0.6mm)にスライスしたスライスド单板(平削单板 Sliced-cut Verner)のこと。当協会では厚突板として0.6mm以上を指します。
- ・厚单板：1mm以上の单板で当協会では表面再生加工が出来る3mm以上の厚みの单板を指す。
- ・ランバーコア合板：心材特殊合板の一種。幅の狭い挽き板を幅はぎしたものを心材とし、その両面に单板や薄い合板を貼って厚板にしたもの。

・接合方法・加工方法

加工方法としては反りや割れ等、変形が生じにくい加工法を用いることとし、長期使用に耐えられない仕口や加工方法をリストアップし、ホームページで公開して不適当な加工法の使用を無くすように努めます。

特に接合部の加工方法「接ぎ手の技法」は別紙に示す加工方法を推奨します。

また、打ち付け接ぎや平はぎ接ぎは原則不可とします。図-①

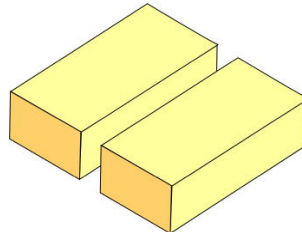
【参考例】 図一①打ち付け接ぎ、平はぎ接ぎ

打ち付け接ぎ



平はぎ接ぎ

芋矧ぎ(いもはぎ)とも呼ばれている矧ぎ手で、一番多く見かけるもので、手間のかからない矧ぎ方である。しかし、突きつけて接合の為に強度は弱い。



・強度

強度に関しては長寿命にふさわしい家具かどうかの検査を公的調査機関による JIS(日本工業規格)の耐久性試験に合格することで担保します。

4、メンテナンス体制:家具の維持・管理体制が確立されていること

家具は生き物と同じで、常日頃のお手入れにより長くお使いいただけます。その為にも簡単にお手入れが出来て、メンテナンス対応が整備されている必要があります。維持管理に配慮した企業体制と、低コストで補修・再生が可能な加工方法で出来ている家具かどうかを評価します。

・メンテナンスが簡単で素人でも手軽にお手入れができ、維持管理に配慮した作り方(構造)がなされていること。

・アフターケアの体制が確立されていること。

不用になった時の下取り制度等循環システム対応が整備されていること。

商品に対しては販売後もメンテナンス出来る管理体制があること。

・家具の履歴を戸籍のように管理出来る体制が整っていること。

ハウスオブツリー協会が発行する銘板に示されたシリアルナンバーの管理ができていること。

・保守性(修理・修復再生の容易さ)

修理・修復再生時にコストが掛からない仕上げがなされていること。

部材の取替えがやりやすく将来における部材の入手が可能なこと。

補助部品(ネジや補強金物)に関して将来でも入手可能と思われる部品を使用すること。

金物は腐食しにくいステンレス製を使用し特殊な部材は使用しないこと。